

むつ市農業委員会  
第809回総会議事録

むつ市農業委員会第809回総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月13日(火) 午前10時25分から午前11時25分

2. 開催場所 むつ市役所本庁舎 大会議室A

3. 出席委員

○農業委員(17名)

議席	氏名
1	坂本正一
2	立花幸雄
3	嶋影秀子
4	柏谷均
6	柴田峯生
7	杉山重一
8	立花順一
9	齊藤榮佐男
10	中嶋寿樹
11	蛭名修一
13	新堂真
15	畑中光政
14	小林義顯
16	林忠久
17	四ツ谷末藏
18	嶋田輝雄
19	村口利光

○農地利用最適化推進委員(10名)

地区	氏名
第1地区	佐々木貢
第2地区	山田紀子
第3地区	山本幸光
第4地区	畑中正彦
第5地区	中村貞幸
第6地区	内山義美
第7地区	西村一松
第8地区	瀬川博光
第9地区	千葉好二
第10地区	富江佳奈子

4. 欠席委員

○農業委員（1名）

議席	氏名
5	水戸隆璽

○農地利用最適化推進委員（0名）

5. 議事の概要

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による県知事の許可に係る意見について
- 議案第2号 非農地証明交付申請について
- 議案第3号 非農地証明交付申請について
- 議案第4号 農地利用状況調査に伴う非農地の承認について
- 報告第1号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

6. 会議に従事した職氏名

局長 成田 司  
次長 澤田 眞紀子  
総括主幹 菅原 賢一郎

7. 会議録署名委員

6番 柴田 峯生                      7番 杉山 重一

8. 会議記録者

農業委員会事務局次長 澤田 眞紀子

## 9. 会 議 の 概 要

議長(坂本会長)	<p>ただいまから、むつ市農業委員会第809回総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、18名中17名で、定足数に達しております。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、6番 柴田委員、7番 杉山委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の澤田次長を指名いたします。</p> <p>日程第2 会期の決定を行います。</p> <p>本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なしの声あり)
議長(坂本会長)	<p>ご異議がないので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。</p> <p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第5条第1項の規定による県知事の許可にかかる意見について、議題に供します。</p> <p>事務局の説明をいたしますが、3番嶋影秀子委員が当事者でありますので、むつ市農業委員会会議規則第13条の3「議事参与の制限」の規定により、3番嶋影秀子委員の退席を求めます。</p>
(嶋影委員)	(退席)
事務局	<p>議案第1号 農地法第5条第1項の規定による県知事の許可に係る意見について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、大字田名部字斗南岡8番4、面積827㎡、大字田名部字斗南岡8番1から分筆した農地で、地目は畑、農業振興地域内、農用地区域外の農地です。農地区分は「第2種農地」の「その他の農地」に該当し、第5条の立地条件を満たしております。</p> <p>転用目的は、譲受人特定非営利活動法人むつ子育て支援ネットワークひろば様が「社会福祉施設」(農作業施設兼事務所)を建築するため、譲渡人から所有権移転するものです。</p> <p>建物は、施設1棟、駐車場、通路、物置小屋2棟で、配置図、平面図は議案書の資料を参照願います。</p> <p>許可基準の一般基準(資力)につきましては、国及び県の障害福祉施設等整備費補助金交付申請書、独立行政法人福祉医療機構からの借入申込書等の写しで確認しております。</p> <p>9月2日 杉山委員、林委員、四ッ谷委員、事務局により許可申請による調査をした結果、排水経路や周辺農地への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから、許可相当であることをご報告い</p>

	<p>たします。</p> <p>なお、譲受人の特定非営利活動法人むつ子育て支援ネットワークひろば様は、平成17年1月31日に法人設立、障がい者への共同生活援助、放課後等デイサービス、施設外就労の社会福祉サービス事業を行っており、施設外就労として、申請地の近隣の農地3カ所でアピオスをはじめとする農産物の生産、加工を行っております。</p> <p>建設用地の決定に際し、近くの2件の土地も検討しましたが、1件は質権設定が有り断念、もう一件は十数件の住宅が並んだ一番奥、袋小路の場所で、私道を通らないと行けない場所で、送迎バスや、トラックが通行することによるお住まいの方々への影響を考慮し、断念したものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
四ッ谷委員	<p>内容について、事務局から事細かく説明がありました。説明のとおりで付け加えることはありません。</p>
議長(坂本会長)	<p>説明が終わりましたので、これより、議案第1号について審議を行います。</p> <p>質疑を許します。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第1号は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定しました。</p> <p>ここで嶋影委員の着席を許可します。</p>
(嶋影委員)	<p>(着席)</p>
議長(坂本会長)	<p>続きまして、議案第2号 非農地証明交付申請について、議題に供します。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号 非農地証明交付申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、大畑町本町233番、面積1, 190㎡、登記地目は田、</p>

	<p>大畑町本町234番、面積299㎡、登記地目は田、2筆とも農業振興地域内、農用地区域外の農地であります。</p> <p>この2筆は、旧大畑町の土地改良事業による公共投資をした農地ですが、所有者と大畑土地改良区で協議し、「区域除外」となった書類の写しを確認済です。</p> <p>調査につきましては8月30日 柏谷委員、畑中光政委員、畑中正彦推進委員、事務局により調査をした結果、周辺には住宅が建ち、相当年数以上前から冬期間はこの地区の除雪の一時堆積場として利用されており、農地として復元しても継続利用ができないと見込まれることから、非農地として証明して良いと思われれます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
畑中(光)委員	<p>事務局の説明のとおりで、問題ありません。</p>
議長(坂本会長)	<p>説明が終わりましたので、これより、議案第2号について審議を行います。</p> <p>質疑を許します。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第2号は、原案のとおり証明することに決定しました。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第3号 非農地証明交付申請について、議題に供します。</p> <p>事務局より説明願います。</p> <p>それでは、議案第3号 非農地証明交付申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、南町173番8、面積180㎡、登記地目は畑、及び南町173番20、面積1,562㎡、登記地目は畑で、2筆とも農業振興地域内、農用地区域外の農地であります。</p> <p>南町173番20は、南町173番1から分筆した土地で、昨年度の農地利用状況調査の結果により非農地承認しましたが、所有者から「畑として耕作している」との異議により、農地台帳へ再登録したものです。</p>

	<p>その際、当該農地内に自動車学校の建物が建っているため、転用済の部分は分筆し、適切に管理するよう助言をし、今回の分筆、非農地証明申請に至ったものです。</p> <p>調査につきましては9月2日 杉山委員、林委員、四ッ谷委員、事務局により調査をした結果、自動車学校の事務所、教習棟、駐車場として利用されており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なことから、非農地として証明して良いと思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 (坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
林委員	<p>事務局の説明のとおりであります。</p>
議長 (坂本会長)	<p>説明が終わりましたので、これより、議案第3号について審議を行います。</p> <p>質疑を許します。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第3号は、原案のとおり証明することに決定しました。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第4号 農地利用状況調査に伴う非農地承認について、議題に供します。</p> <p>事務局より説明願います。</p> <p>それでは、議案第4号 農地利用状況調査に伴う非農地承認について、ご説明いたします。</p> <p>本議案は、川内町家ノ辺の地目「田」が4筆、地目「畑」が7筆、及び川内町片貝の地目「田」が31筆、筆数合計42筆、面積合計124,406㎡を、農地台帳から削除するため、審議・承認をいただきたく上程するものであります。</p> <p>これらの農地42筆は、相当年数以前より耕作されておらず原野化しており、農地として著しく復元困難であることから、非農地証明基準の(4)のア「その土地が山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な農地」に該当します。</p> <p>なお、図面内の番号26. 33. 34. 35. 36. 38. 50につきましては、本議案としての上程前に法務局から転用事実照会があり、</p>

	<p>回答期限がございますことから、再調査結果に基づき、非農地と回答し、前回総会及び今回総会の報告案件としております。</p> <p>また、図面内の番号13・15・18は、現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるが、草刈り事実及び減反政策による転作の痕跡が確認されたため、遊休農地として農地台帳に残りますので、今後も農地利用状況調査の対象となります。</p>
議長(坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p> <p>議案第4号について補足説明ございますか。</p>
村口委員	<p>この地区を再調査した結果、事務局説明で間違いありません。</p>
議長(坂本会長)	<p>説明が終わりましたので、これより、議案第4号について審議を行います。</p> <p>質疑を許します。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
杉山委員	<p>議案第4号について、大局的な見地から質疑します。</p> <p>この件については、4月の総会で一度提案されましたが、調査した委員からの異議があり、会長判断で審議保留となりました。その後、5月の総会で脇野沢地区のみ問題なかったとして、審議、承認されました。ここまでは分かるのですが、6月に4月の議案を撤回しました。これだと、5月に承認した脇野沢の案件はどうなるのでしょうか。</p> <p>また、今回再提案されたのは、4月に保留にして、6月に取り下げた件数の10%しかないのですが、残りの90%はどうなっているのですか。</p> <p>さらに、今回の議案資料に、2022年度農地利用状況調査の結果、とあるのですが、今年の調査はこれからです。まだ始まっていません。事務局は何をしているのですか。</p> <p>再調査した一部の結果だけを説明されても納得いきません。</p> <p>この件の経緯を、なぜこのように、撤回したり再調査したりするのか、残りの再調査が進まないのか、明確な説明を求めます。</p> <p>私の考えですが、おそらく、委員の調査結果と、事務局の考えが一致しなかったのかなど。もっと言えば、事務局が勝手にやったのかなど、疑ってしまいます。</p> <p>職員にはそのような権限あるのですか、委員が調査した結果を変えるような。責任問題ではないですか。</p> <p>我々の調査した結果が、どのように事務処理されて、どのように議案になっていくのか、きちんと明確な説明で納得いかないと、せっかく調査しても事務局が勝手に変えてしまうのでは無いかと疑ってしまいます。</p>
事務局	<p>はい。まず、資料標題の2022年度農地利用状況調査で、とあるのは、記載誤りです。正しくは、2021年度農地利用状況調査です。申し訳ございません。</p>



	<p>次に、4月に委員から異議が出た理由は、事務局の説明不足であろうと考えます。去年、パトロールの実施要領が変わって、遊休農地の分け方が変わりました。また、去年は、長年荒廃農地として台帳に残っていた農地について、本当に台帳から削除できないもの以外は速やかに非農地判断するようにとの国からの指示もあり、例年より非農地承認の議案にする農地が多かったのも影響していると思います。</p> <p>パトロールで「再生困難な荒廃農地」と報告されたものの全てが非農地承認議案にあがるとは限らない、そのことの説明も足りなかったと思います。</p>
<p>議長(坂本会長)</p>	<p>脇野沢の案件については、6月の撤回で皆さんに疑義の念をもたせてしまい申し訳なかった。</p> <p>あの撤回は4月総会の議案第2号を保留としたため、宙に浮いていたので、6月に取り下げた。脇野沢の分は5月の議案として改めて提案し承認されている。6月に取り下げしたのは、4月の議案第2号なので、5月の承認は有効だと考えている。</p> <p>次回の総会で、時系列にして説明させることでよいか。</p>
<p>杉山委員</p>	<p>いや、良くない、次回、次回と逃げず、この場で、間違っていましたと認めて謝ればどうですか。次回説明と言われると、何か隠したいことがあって、時間が必要なのかなと疑ってしまう。</p> <p>疑心暗鬼な気持ちのまま今年のパトロールに突入したくない。今ここで説明して欲しい。</p>
<p>議長(坂本会長)</p>	<p>まず、皆さんが大変な思いをして現地を調査し、結果を報告してくださっている、このことには敬意を表します。</p> <p>ただ、事務局が、市の職務権限の範囲内において決めたことについて、全部が全部、皆さんに浸透したかというところでは無かったと思います。ですので、何か行き違いがあったのであれば、そのまま審議出来ないと判断しました。川内地区を担当した委員も、もう一度確認しますとのことだったので、審議保留としました。互いの誤解がとければすぐに再審議できると思ったのです。</p> <p>再調査が進まないのは、調査した委員の異議が、担当した地区の全件に対してなのか、一部に対してなのか、委員本人の主張がはっきりとしないので、すべて再調査しないと再提案できないと考えたわけです。件数が多くて進んでいないのは事実です。</p> <p>この説明で理解いただけないか。</p>
<p>杉山委員</p>	<p>事務局と委員は気持ちを一つにしないとならないのに、事務局を信用できない状態を長引かせるのは良くないでしょう。</p>
<p>議長(坂本会長)</p>	<p>納得いくような説明が出来ないのは、人事で人が変わって、今の人は去年のパトロールの報告を受けた当事者でないなので、うまく説明、明確な説明ができないのです。</p> <p>勘弁してもらえませんか。</p>

事務局	<p>申し訳ございません。議案の提案や撤回については、会議規則への理解が不十分で、審議保留という前例のないことへの対応を間違えました。先に撤回してから再提案するのが順番として正しかったと思います。</p> <p>農地の区分については、今年は判定に悩んだ農地については、報告に来たときに十分に時間を取って、納得するまで相談して、決めようと思っています。</p> <p>これまでは、パトロール結果を書き込んだ地図を提出してもらって、それを議案として提案するまでの間に、記入漏れなどのチェックする際に、委員に再確認するのですが、それが不十分だったのかなと反省しています。</p> <p>また、農地パトロールとは別に、非農地証明願いがあったときに、現地調査をしていただくのですが、その際、非農地判断基準というのがあって、委員さん方に示しながら、非農地相当かどうか判断していただいています。</p> <p>一方で、農地パトロールは、非農地かどうか調査するのではなく、違反転用や遊休農地が発生していないか、毎年全部の農地を再点検する作業です。遊休農地を発見した場合、その荒廃の程度を判断いただくものです。</p> <p>遊休農地のうち、農地として復元困難なほど荒廃しているものについて、さらにほかの法令に照らし、農地台帳から削除出来ないものを除いて、残りを総会で非農地の決定をしてもらって、農地台帳から削除するものです。委員が×印をつけたものが全て非農地になるのではないこと、そこの違いを、丁寧に説明したいと思います。</p> <p>議案作成の手続きの不備は、理解が足りていませんでした。きちんと調べて、対応するようにします。</p>
事務局	<p>4月の総会議案については、保留とせず、承認か否決か、はっきりさせるのが適切だったと考えます。</p>
議長(坂本会長)	<p>杉山委員、よろしいか。</p>
杉山委員	<p>調査後に、区分については、何回も、話し合いやすりあわせはやってきたのだが。とにかく、隠さないで、正論で進めてほしい。</p>
林委員	<p>会長、休憩をお願いします。</p>
議長(坂本会長)	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩中)</p>
議長(坂本会長)	<p>質疑を再開します。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p>

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第4号は、原案のとおり承認することに決定しました。

以上で、議案審議について終了しました。

続きまして、報告事項、報告第1号から報告第4号について、事務局より説明願います。

事務局

それでは、報告第1号 農地の転用事実に関する照会について、ご説明いたします。

照会農地は、川内町片貝32番1、登記地目 田、面積4,065㎡、農業振興地域内、農用地区域内です。

この農地は、令和3年度農地利用状況調査の再調査にて、農業委員、推進委員、事務局で現地確認し、山林化、原野化し、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であることから、非農地と回答しました。

続きまして、報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、ご説明いたします。

照会農地は、川内町片貝26番、登記地目 田、面積3,919㎡と、川内町片貝49番、登記地目 田、面積1,614㎡、2筆とも農業振興地域内、農用地区域内です。

この農地は、令和3年度農地利用状況調査の再調査にて、農業委員、推進委員、事務局で現地確認し、山林化、原野化し、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であることから、非農地と回答しました。

続きまして、報告第3号 農地の転用事実に関する照会について、ご説明いたします。

照会農地は、大字田名部字上川32番104、登記地目 田、面積793㎡と、大字田名部字上川32番131、登記地目 田、面積991㎡、大字田名部字上川32番132、登記地目 田、面積991㎡、大字田名部字上川32番153、登記地目 田、面積3,573㎡、大字田名部字上川32番154、登記地目 田、面積1,216㎡で、5筆とも農業振興地域内、農用地区域内です。

8月24日、農業委員、推進委員、事務局で現地調査した結果、農道は雑草が生い茂り、前日の雨で水没し、申請地まで行けず、80m手前の場所から申請地方向を目視で確認しました。申請地5筆とその周辺は葎、ススキ等が背丈ほどの高さで一面に茂り、原野化しており、周囲の状況から見て、農地として復元しても、継続利用が出来ないと見込まれることから、非農地と回答しております。

以上で報告を終わります。

議長(坂本会長)

これで、本日の議案審議及び報告事項は全て終了しました。その他、

委員の皆さんから何かありましたらお願いします。  
何か、ありませんか。

(無しの声あり)

無いようですので、以上で、本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。

これもちまして、むつ市農業委員会第809回総会を閉会します。

#### 10. 会議録署名委員

会議録署名委員 柴 田 峯 生

会議録署名委員 杉 山 重 一